

別添

1 高知県手数料徴収条例の一部改正の概要

教育職員免許法に係る事務の手数料

①教員免許状更新講習修了確認証明書の発行手数料	3,300 円
②教員免許状更新講習免除証明書の発行手数料	3,300円
③教員免許状更新講習修了確認期限延期証明書の発行手数料	1,700円

2 教員免許更新制に関する規則の概要

(1) 免許状更新講習の免除対象者（第5条）

国が定める教員を指導する立場にある者（校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、指導主事等）の他、文部科学大臣による優秀教員表彰者のみを免除対象者として規定し、表彰を受けた後の1回のみ免除とする。

(2) 免許更新制に必要な各種申請書

① 更新講習修了確認申請書（第4号様式）

旧免許状所持者が、更新講習を30時間履修及び修了した後に、免許管理者に免許状の有効期間の更新のために申請する。

② 修了確認期限経過後の期間内確認申請書（第5号様式）

旧免許状所持者が、免許状の修了確認期限満了後に更新講習を30時間履修及び修了した後に、免許管理者に免許状の有効期間の更新のために申請する。

③ 修了確認期限延期申請書（第6号様式）

旧免許状所持者が、やむを得ない事由（指導改善研修中、休職中、産前産後休暇中、育児休暇中、介護休暇中等）により、免許状の修了確認期限満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な者が、免許管理者に申請する。

④ 免許状更新講習免除申請書（第7号様式）

旧免許状所持者で更新講習免除対象者に該当する者が、免許管理者に更新講習の免除及び免許状の有効期間の更新のために申請する。

⑤ 証明書再発行申請書（第8号様式）

免許管理者が発行した免許更新に関する各種証明書が破損、紛失した際、再発行を希望する場合に免許管理者に申請する。

3 教員免許更新制に関する規則の取扱いに関する要項の概要

(1) 受講対象者の証明

- ① 公立、国立、私立学校及び幼稚園における受講対象者の証明は校長（園長）が行う。
- ② 校長（園長）本人の場合は、県立学校長は県教育委員会、市町村（学校組合）立学校長は市町村（学校組合）教育委員会が行い、国立、私立学校長、私立幼稚園長は法人の長が行う。
- ③ 指導主事、社会教育主事は、任命権者の教育委員会が行う。
- ④ 認定こども園、幼稚園と同一の設置者が設置する保育所に勤務する保育士は、当該施設の設置者が行う。

(2) 免除事由の証明

- ① 公立、国立、私立学校及び幼稚園における免除事由の証明は校長（園長）が行う。
- ② 校長（園長）本人の場合は、県立学校長は県教育委員会、市町村（学校組合）立学校長は市町村（学校組合）教育委員会が行い、国立、私立学校長、私立幼稚園長は法人の長が行う。
- ③ 指導主事、社会教育主事は、任命権者の教育委員会が行う。
- ④ 優秀教員表彰者は、所属長が行う。（表彰状の写しを添付して申請）

(3) 免許状更新講習有効期間の延長及び修了確認期限の延期事由の証明

- ① 指導改善研修中の者は、該当者の任命権者の教育委員会が行う。
- ② 休職者、病気休暇、産前・産後休暇、介護休暇中の者の延長及び延期事由の証明は校長が行う。
- ③ 校長（園長）本人の場合は、県立学校長は県教育委員会、市町村（学校組合）立学校長は市町村（学校組合）教育委員会が行い、国立、私立学校長、私立幼稚園長は法人の長が行う。
- ④ 専修免許状を取得するため、大学院の課程に在籍することを事由とする延長及び延期事由の証明は、該当者の任命権者の教育委員会が行う。
- ⑤ 教員となった日から有効期間の満了の日（又は修了確認期限）までの期間が2年2月未満の者の延長及び延期事由の証明は、該当者の任命権者の教育委員会が行う。
- ⑥ 指導主事、社会教育主事の延長及び延期事由の証明は、任命権者の教育委員会が行う。

4 施行日

上記の高知県手数料徴収条例の一部改正及び教員免許更新制に関する規則並びに教員免許更新制に関する規則の取扱いに関する要項を平成21年4月1日より施行する。